月認定希望の場合、

╛

※保護者自身でチェック☑をしてご提出ください。不足書類がある場合は受理できません。

給付認定申請提出書類チェック表 兼 同意書

月

日生)

年

児童名:

□ 個人番号(マイナンバー)届出書

2. 家庭において児童を保育できない書類

1. 申請書類(共通)

(平成•令和

□ 給付認定申請提出書類チェック表 兼 同意書

□ 教育•保育給付認定申請書兼入所申込書

	保護者の状況等	チェッ 父	ク欄 ✓ 母	提出書類(該当するものをご提出ください)	
	就労			就労証明書(就労予定証明書) 就労状況申告・証明書(自営業・農業)※添付書類→チェック□ 内職申立書及び内職証明書	
	出産・就学 疾病・介護等			介護・看護状況申告書 ※添付書類→チェック□ 保育が必要な状況申立書(疾病・出産・就学)※添付書類→チェック□	
	求職活動			求職活動申立書	
3. 該当者のみ提出が必要な書類					
	□ その他(0.)	
同意事項 すべてお読みいただき、□欄にチェック☑をつけてください					
	申請書及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。なお、この場合においては、 教育・保育給付認定取消の異議申立て等はしません。				
]	ショートメッセージサービス(SMS)による通知を、今後、那珂市保健福祉部こども課が行うことに理解の上、同意します。 詳しくは「給付認定申請提出書類チェック表 兼 同意書」の裏面をご確認ください。				
	申請後、住所や世帯の状況(出生等)、申請内容等に変更があった場合は、すみやかに「教育・保育給付認定変更申請書(または認定申請内容変更届)」を提出してください。申請を怠ったり、遅れたりした場合は、認定取消となることがあります。				
	保育の必要性を確認するため、勤務先等へ勤務内容等を照会することがあります。				
	就労中のかた 就労状況に変更が生じた場合(勤務時間の変化・退職・育児休業取得)には申し出ます。				
_	就労予定のかた 就労開始後に就労実績報告のため基準(月64時間以上の就労)を満たした就労証明書を提出します。				
_	求職中のかた 利用開始後3か月以内に基準(月64時間以上の就労)を満たした就労証明書を提出します。就労証明書の提出がない 場合は、認定取消となります。				
	産前産後利用のかた 産前産後の認定期間終了後は教育・保育給付の対象となりません。				
]	教育・保育給付認定を受けす。	けると、年に 	1回保育の場	必要性の再確認(状況確認)を行います。その際は就労証明書等をきちんと提出しま	
	上記について、同意および確認いたしました。				
	上記に ブバ く、回志のよび唯誠 バル ひよ ひん。 保護者(申請者)氏名				
	※ 認定申請書の申請者として記入されたかたの氏名				
	来庁者氏名				

ショートメッセージサービス(SMS)での通知について

こども課の各種手続きにおいて、申請書類に記載いただく連絡先にショートメッセージサービス(SMS) による通知を行う場合があります。(各種手続きにおける不足書類等があった場合のお知らせや、こども課 に関する利用料等で納期限が過ぎたとき等)

◇表示される送信元電話番号

- ドコモ、au、Rakuten: 029 298 1111ソフトバンク: 243056
- ◇送信されるSMSには必ず以下の文面が入ります。
- ※このメッセージに返信できません。 問い合わせ 那珂市保健福祉部こども課 〇〇グループ 担当 △△ 電話029 298 1111 内線×××